

令和5年(行ウ)第7号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事 村岡嗣政

意見書提出について

2024年9月13日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川 瞳

原告らは、本訴訟において、村岡知事による本件参拝が憲法に違反する違法なものであることを立証するため、以下の専門家からの意見書の提出及び人証申請を行う予定であるところ、専門家の経歴・立証事項等は以下のとおりである。

1 専門家について

(1) 氏名 稲 正 樹 (いな・まさき/国際基督教大学 平和研究所顧問・元教授)

(2) 経歴

1949年 生まれ

1973年 北海道大学法学部法律学科卒業

1975年 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了

1977年 北海道大学大学院法学研究科博士課程中退

1977～1978年 北海道大学法学部助手

1978～1981年 北海道教育大学釧路分校助手・講師

1981～1999年 岩手大学教育学部講師・助教授・教授

1994年 博士(法学)(北海道大学)

1999～2004年 亜細亜大学法学部教授

2004年～2006年 大宮法科大学院大学教授

2006～2015年 国際基督教大学教養学部教授

2015～2016年 国際基督教大学教養学部客員教授

(3) 専門分野

憲法学、アジア比較憲法論、平和研究。

アジア法学会事務局長、憲法理論研究会運営委員長など歴任。

(4) 著書

(単著)

『インド憲法の研究-アジア比較憲法論序説』(盛岡) 信山社、1993年

『アジアの人権と平和』(盛岡) 信山社、2005年

『アジアの人権と平和・第2版』(盛岡) 信山社、2006年

(共編著・共訳書)

- 『論点整理と演習・憲法』敬文堂、2006年
- 『平和憲法の確保と新生』北海道大学出版会、2008年
- 『アジアの憲法入門』日本評論社、2010年
- 『法学入門』北樹出版、2014年
- 『北東アジアの歴史と記憶』勁草書房、2014年
- 『安倍改憲・壊憲総批判－憲法研究者は訴える』八月書館、2019年
- 『平和憲法とともに－深瀬忠一の人と学問』新教出版社、2020年
- 『世界と日本の COVID-19 対応』敬文堂、2023年

(論文)

- 「自衛官合祀違憲判決の検討」釧路論集 11 号、1980 年
- 「事件の本質と課題 岩手靖国違憲訴訟の概要」『岩手靖国違憲訴訟戦いの記録』新教出版社、1992 年
- “Religion and Constitutional Law in Japan: Some Cases Analysis”
亜細亞法学 38 卷 1 号、2003 年
- 「先進国家と途上国家」 「第 3 世代の人権」 『新版・体系 憲法事典』青林書院、2008 年
- 「平和的生存権と人間の安全保障」 『立憲平和主義と憲法理論』法律文化社、2010 年
- 「アセアンにおける人権機関の成立」 『講座国際人権法 3 国際人権法の国内的实施』信山社、2011 年
- 「国際社会のボーダーレス化と地方参政権論の変容」 『地方自治の憲法理論の新展開』敬文堂、2011 年
- 「北東アジアにおける平和の探求」 『日韓憲法学の対話 1 総論・統治機構』尚学社、2012 年
- 「『戦争法制』の内容分析」 国際基督教大学社会科学ジャーナル 80 号、2015 年
- 「平和主義」 『日本国憲法の力』三省堂、2019 年
- 「COVID-19 と緊急事態-世界各国の現状と問題点」 法律時報 92 卷 10 号、2020 年
- 「平和的生存権論の展開」 憲法研究 12 号、2023 年

ほか多数。

第 2 立証の趣旨

- (1) 村岡知事による山口県護国神社への公務参拝行為は、まさに憲法が定める政教分離原則に違反すること。
- (2) 政教分離に関する最高裁判例が示したいわゆる目的効果基準の解釈からすると村岡知事による参拝は社会的儀礼とはいえないこと。
- (3) 仮に社会的儀礼であると認め得るとしても、政教分離原則の趣旨・目的からして、政教分離違反であること。他。

以上